

第 3 1 号議案

足立区景観条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区景観条例の一部を改正する条例

足立区景観条例（平成 2 1 年足立区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（行為の完了の届出）

第 1 4 条の 2 法第 1 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出を行い、又は同条第 5 項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

第 3 3 条第 4 項中「2 年」を「3 年」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の足立区景観条例第 1 4 条第 1 項の規定による届出をした行為に係る手続については、なお従前の例による。

（提案理由）

景観法に基づく届出等を要する行為の完了等を届出の対象とするほか、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。